採石法の手引

採取認可編

令和６年６月

高知県 商工労働部 工業振興課

|  |
| --- |
|  **採石業を行うには、採石法に基づく採石業者の登録を受け、次に採石を行うに当たって必要な** **様々な他法令の許認可などを受けるとともに、岩石採取計画の認可を受けなければなりません。** |

この編では、採取認可の手続きについて述べています。

**１　提出窓口**

|  |
| --- |
| 　〒７８０－８５７０　　　　　　高知市丸ノ内１丁目２番２０号　　　　　　高知県　商工労働部　工業振興課　（県庁　５階）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　０８８（８２３）９７２０　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０８８（８２３）９２６１ |

**２　採取計画認可申請手数料**

|  |
| --- |
| 　採取計画認可申請書（様式15）に、￥52,000円の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県収入証紙を貼付してください。　（採取計画変更認可申請の場合は、￥33,000円） |

**３　審査基準**

|  |
| --- |
| 　関係法令又は「高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱」に定めるほか経済産業省資源エネルギー庁作成の「採石技術指導基準書」による。 |

**４　標準処理期間**

|  |
| --- |
| 　　整備された認可申請書が提出されてから認可等の行政処分を行うまでに要する期間は、　60日です。　　採取計画に着手しようとする日の60日前までに提出してください。 |

**５　提出部数**

　　　正本１部と岩石採取に伴い協議しなければならない市町村（岩石採取場の所在地の市町村）の数　　に１を加えた副本を提出してください。

　　　　＜例＞　協議しなければならない市町村が高知市の場合

　　　　　　　　正本（１部）＋副本（高知市１部＋県土木事務所１部）の３部の提出となります。

 申請者（採取業者）側で控え（副本）として１部保管してください。

**６　その他**

各種申請書等について、押印省略する場合、書類上に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）を記載してください。なお、発行責任者と担当者は同一人物でも差し支えありません。

 採　石　法（採取認可関係の抜粋）

**（目的）**法第１条

|  |
| --- |
| 　この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図る（※１）ことによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 |

　解説：（※１）　岩石は土木建築用、工業用等の重要な基礎資源であり、これを安定的かつ低廉に供給することは我が国経済の発展に不可欠のものである。一方、採石業界においては、中小企業が群立してその企業体質が脆弱であること、過剰な競争が行われること等から放置しておけば必ずしも採石業の健全な発展が望めない。このため、本法において採石権を認め、採石業の振興を図るとともに、採石業者の登録、採取計画の認可等の措置を通じて災害防止を行い、採石業の健全な発達を図ろうとしたものである。

**（定義）**法第２条

|  |
| --- |
| 　この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。 |

　注意：玉石とは直径30cm以下のものをいう（砂利採取法の取扱基準）ので、これを越える岩塊は、岩石として採石法の適用を受ける。

第二節　採取計画の認可等

**この節は、採石業を行おうとする者の、災害防止能力に関する技術、施設等物的な面について、事業着手前において規制を行うため、岩石採取場ごとに「採取計画」を定め、知事の認可を受けなければならないこと、採石業者に「採取計画」の遵守義務等を課し、これに抵触するときは、認可の取消し又は事業停止の処分を行うこと、また、緊急事態が発生した場合の措置命令等「採取計画」の認可を中心とする監督規定からなっています。**

　注意：採石法においては、採石業の実施に伴って生ずる他権益に対する侵害は、すべて「災害」と指称し、その態様としては、土地の陥没、亀裂、土地の崩壊流出、粉じんの飛散、水質の汚濁、騒音の発生、飛石等が考えられ、環境基本法でいう「公害」の範囲よりも、規制対象とする「災害」　　　の範囲は広い。

**（採取計画の認可）**法第33条

|  |
| --- |
| 　採石業者（※１）は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」（※２）という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第33条の17、第34条の６及び第42条から第42条の２の２までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。 |

　解説：（※１）法第32条の登録を受けた者をいう。

　　　　（※２）「岩石の採取」を行なう場所をいい、公有地であるか私有地であるかを問わない。

また、その地域的な範囲は、原則として岩石採取切羽と同一敷地の範囲であるが、岩石採取の地点に近接する砕石プラント等については、社会通念上一体として認識されるものは、同一岩石採取場として取り扱う。

**（採取計画に定めるべき事項 ）**法第33条の２

|  |
| --- |
| 　前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。 　一　岩石採取場の区域（※１）二　採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間（※２） |
|  　三　岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設（※３）に関する事項　四　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設（※４）に関する事項　 五　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項（※５） |

　解説：（※１）岩石採取の期間内において岩石の採取を計画している全区域（当該岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に附随して行う岩石の破砕及び破砕した岩石の洗浄を行う区域を含む。）をいう。

　　　　（※２）「高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱」第10条による期間。

　　　　（※３）採掘方法、採掘手段、火薬の使用状況、破砕・選別方法及び運搬機械の状況をいう。

　　　　（※４）規則第８条の15に規定する様式第15を参照のこと。

　　　　（※５）規則第８条の14に規定されている。

**（採取計画に定めるべき事項）**規則第８条の14

|  |
| --- |
| 　法第33条の２第５号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 　一　岩石の賦存の状況① 　二　採取をする岩石の用途② 　三　廃土又は廃石のたい積の方法③ |

　解説：①地質、走向及び傾斜等から判断される当該岩石の存在の状況である。

　　　　②砕骨材の場合は生コン用、道路用及び鉄道用等、石材の場合は、墓石、灯篭用及び建築基礎　　　　材用等、また工業用原料の場合は研磨用、鋳物砂用等という分類である。

　　　　③岩石採取に伴って生ずる表土等の廃土、又は製品にならない廃石等のたい積方法である。

**（認可の申請）**法第33条の３

|  |
| --- |
| １　第33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　登録の年月日及び登録番号　三　採取計画２　前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。 |

**（認可の申請）**規則第８条の15

|  |
| --- |
| １　法第33条の３第１項の規定により法第33条の認可の申請をしようとする者は、様式第15による申請書を都道府県知事（岩石採取場の所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下第８条の16、第８条の17及び第８条の18において同じ。）に提出しなければならない。２　法第33条の３第２項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。　一　岩石採取場の位置を示す縮尺５万分の１の地図①　二　岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面②　三　掘採に係る土地の実測平面図③　四　掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面④を記載したもの　五　法第32条の登録を受けていることを示す図面⑤　六　岩石採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務管理者の氏名並びに当該業　　務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われる　　よう監督するための計画を記載した書面⑥　七　岩石採取場で岩石の採取を行なうことについて申請者が権原を有すること⑦又は権原を取得す　　る見込みが十分であることを示す書面⑧　八　岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とす　　るときは、その処分を受けていることを示す書面⑨又は受ける見込みに関する書面⑩　九　岩石採取場からの岩石の搬出の方法⑪及び当該岩石採取場から国道または県道に至るまでの岩　　石の搬出の経路を記載した書面⑫　十　採取跡における災害防止のために必要な資金計画を記載した書面　十一　　その他参考となる事項を記載した図面又は書面⑬ |

　解説：①国土地理院が発行している１：50,000地形図が適当である。

　　　　②図面には、次の事項を表示するものとする。

 　　　(1)　切羽の位置　　　　　　　　　(2)　廃土又は廃石のたい積場の位置

 　　　(3)　災害防止設備の設置場所

 　　　(4)　岩石採取場並びにその周辺300メートル程度の範囲内に存する河川、道路その他の　　　　　　 公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置及び農業用施設等

③岩石採取場の区域に係る土地の実測平面図である。

④採掘計画に基づく地盤の状況が明示されている図面である。

⑤知事の登録通知書を複写したもので足りる。

⑥業務管理者が規則第８条の６に基づいて行う職務の計画を記載した書面。

⑦次のような書面である。

(1)　自己の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記簿の謄本

(2)　他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有者、その他土地に関し第３者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書、若しくは同意書の写し。又「権限を有する見込みが十分であることを示す書面」とは、例えば当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写しなどをいう。

⑧当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写しなどをいう。

⑨許可、認可、その他の処分を行った行政庁発行した証明書若しくは許可証等の写し、又　　　　 は許可証若しくは許可通知書等を複写したものをいう。

 この場合、処分があったか否かを示すだけでなく、当該処分の内容（例えば採取の数量、採取の期間）をも明らかにする書面でなくてはならない。

⑩他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写しをいう。

⑪岩石を搬出する主体、岩石運搬車の種類、岩石運搬車の一日当たりの台数等をいう。

⑫採石業者自身が岩石を搬出する場合のみならず、採石業者から岩石を購入する者又は運送業 　　　 者が岩石を搬出する場合についても記載するものとする。

⑬例えば次に掲げるようなものをいう。

(1)　大気汚染防止法第18条の３（基準遵守義務）の規定の適用を受ける者にあっては、当該基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面

(2)　水質汚濁防止法第３条（排水基準）に規定する排水基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面

(3)　国道又は都道府県道に至るまでに私道を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面

**（認可の基準）**法第33条の４

|  |
| --- |
| 都道府県知事は、第33条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし（※１）、公共の用に供する施設（※２）を損傷（※３）し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ（※４）、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。 |

　解説：（※１）他人の生命又は身体に危険を及ぼすことである。この場合において、その危害を及ぼす原因作業を行う採石業者の事業に従事する者の業務上の危害については、本法の適用はなく、労働基準法に基づいてその防止が図られることとなっている。しかし、採石業の実施に伴う災害の発生は、労働者に対する危害の発生にもなる等相互に原因結果をなしている例が多いので、経済産業局及び都道府県は、労働局と密接な連絡を保つとともに、労働局との協議により両法の協調的な運用によって災害防止に一層の実効を期するための措置を、決定実施することとする。

 　　　採石の運搬に伴う交通事故、道路破損等のいわゆる交通災害は、本法の直接規制の対象ではなく、道路交通法、道路法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法等関係法令により直接規制を受けている。

 　　 しかし、採石法所管の行政機関としての立場から、積極的に交通災害の防止を図るため、採取計画の認可に際し、必要と認めた場合には関係取締機関に採石の運搬状況に関する事項を事前に連絡し、（関係市町村長に対しては、第33条の６に関する措置を行なう。）十分な対策がとれるよう配慮するものとする。

（※２）例えば、法第10条第１項第１号に例記されている物件などをいう。

鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設又、公共の用に供する施設か否かについては、当該施設の所有権又は管理権の帰属いかんによるのではなく、一般不特定多数の用に供されるものであるか否かによって判断される。

（※３）物理的な破壊に止まらず、効用の破壊をも含む。

注意：　岩石の採取に係る行為に関し、他の法令に基づき関係行政機関の許認可等が必要な場合には、県は関係行政機関と連絡協議を行い、協議がととのったうえで処理するものとする。一人の業務管理者が、当該事務所に係る数カ所の岩石採取場の業務管理者となる結果、法第32条の12において規定するその職務を事実上十分に遂行することができないと認められる採取計画については、認可をしないこととする。

　　　　（※４）例として

　　　　　　　(1)汚濁水や廃土石の田畑への流入

(2)岩石採取場の近隣の農地の崩壊

　　　　　　　(3)地下水の利用による農業用水の枯渇

　　　　　　　(4)河川や海岸の汚濁による海苔及びかき等の水産物養殖業への被害等がある。

**（変更の認可等）**法第33条の５

|  |
| --- |
| １　第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更（※１）しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。２　第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、様式第16による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に届け出なければならない。３　前条の規定は、第１項の規定による変更の認可に準用する。４　第33条の認可を受けた採石業者は、第33条の３第１項第１号又は第２号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。 |

　解説：（※１）例えば岩石採取場の区域の変更、岩石の種類の変更、採取量の増加、採取期間の延長、採取の方法の変更等法第33条の２及び規則第８条の14の各号に規定する採取計画の内容を変更することである。

これらの変更を採石業者の自由にゆだねると、そもそも採取計画の認可制を設けた意義が損なわれるので、変更の認可を必要とすることとしたものである。

岩石採取場の区域が拡張した結果、従来の事業実施の態様が抜本的に変更される場合（採取の方法、災害防止設備等が全く一新される場合）は、認可を受け直す必要がある。

**（軽微な変更）**規則第８条の16の２

|  |
| --- |
| １　法第33条の５第１項の経済産業省令で定める軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第16による届書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。２　前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県（岩石採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市。）の条例、規則その他の定めで定める①ことができる。 |

解説：①「高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱」第３条第２項を参照のこと。

**（採取計画の変更の認可の申請）**規則第８条の16

|  |
| --- |
| １　法第33条の５第１項の規定により法第33条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第17による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。２　前項の申請書には、前条第２項各号に掲げる図面または書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添附しなければならない。 |

**（氏名等の変更の届出）**規則第８条の17

|  |
| --- |
| 　法第33条の５第４項の規定により法第33条の３第１項第１号または第２号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第18による届書を法第33条の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。 |

**（市町村長の意見の聴取等）** 法第33条の６

|  |
| --- |
| 　都道府県知事は、第33条の認可又は前条第１項の規定による変更の認可に係る処分をする場合は、関係市町村長の意見をきくとともに、これらの処分をしたときは、その旨を当該関係市町村長に通報しなければならない。 |

**（認可の条件）**法第33条の７

|  |
| --- |
| １　第33条の認可又は第33条の５第１項の規定による変更の認可には、条件を附することができる。２　前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。 |

**（遵守義務）**法第33条の８

|  |
| --- |
| 　第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画（第33条の５第１項又は第２項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下次条において「認可採取計画」という。）に従って岩石の採取を行なわなければならない。 |

**（認可採取計画の変更命令）**法第33条の９

|  |
| --- |
| 　都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行なわれている岩石の採取が第33条の４に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。 |

**（休止及び廃止の届出）**法第33条の10

|  |
| --- |
| 　第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を引き続き６箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。 |

**（休止及び廃止の届出等）**規則第８条の18

|  |
| --- |
| １　法第33条の10の規定により法第33条の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第19による届書を当該認可をした都道府県知事に提出しなければならない。２　坑内掘りにより岩石の採取を行った者が前項の届出を行うときは、同項の届書のほか、岩石の採取の休止又は廃止の際の土地の実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図（坑内掘りによる掘採に係るものに限る。）を提出しなければならない。 |

**（認可の失効）**法第33条の11

|  |
| --- |
| 　第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第32条の10第１項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第33条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の岩石採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。 |

**（認可の取消し等）**法第33条の12

|  |
| --- |
| 　都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は６箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。一　第33条の７第１項の条件（※１）に違反したとき。二　第33条の８の規定（※２）に違反したとき。三　第33条の９（※３）又は次条第１項の規定（※４）による命令に違反したとき。四　不正の手段により第33条（※５）の認可を受けたとき。 |

解説：（※１）認可の条件

（※２）遵守義務

（※３）認可採取計画の変更命令

（※４）緊急措置命令等

（※５）採取計画の認可

**（緊急措置命令等）**法第33条の13

|  |
| --- |
| １　都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。２　都道府県知事は、第32条の規定に違反して採石業を行なつた者又は第33条若しくは第33条の８の規定に違反して岩石の採取を行なつた者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 |

**（市町村長の要請）**法第33条の14

|  |
| --- |
| １　市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。２　都道府県知事は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第33条の９又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。 |

第三節　雑　則

**（標識の掲示）**法第33条の15

|  |
| --- |
| 　第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所（※１）に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 |

　解説：（※１）一般的には、ダンプカーの搬出口等公道に面しているところであって、一般通行人又は付近住民等が見ることができるところである。

**（標識の様式および記載事項、公衆の閲覧及び公衆の閲覧に供する措置を要しない場合）**規則第８条の19

|  |
| --- |
| １　法第33条の15の規定により採石業者が掲げる標識は、様式第20によるものとする。２　法第33条の15の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　当該岩石採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号　三　登録年月日及び登録番号　四　当該岩石採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号　五　採取をする岩石の種類、数量及びその採取の期間　六　掘採の方法及び掘採をする土地の面積　七　岩石の採取のための火薬類の使用の有無　八　岩石の採取のための機械の種類及び数　九　岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図　十　業務管理者の氏名３　法第33条の15に規定する公衆の閲覧は、ウェブサイトへの掲載により行うものとする。４　法第33条の15に規定する経済産業省で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする｡　一　常時雇用する従業員の数が二十人以下である場合　二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合 |

**（譲渡したたい積物等の管理）**法第33条の16

|  |
| --- |
| 　第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものその他の経済産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であっても、当該認可に係る採取計画に従って災害の防止に関する措置を講じなければならない。 |

**（経済産業省令で定める物件）**規則第８条の20

|  |
| --- |
| 　法第33条の16の経済産業省令で定める物件は、法第33条の認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものとする。 |

**（岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令）**法第33条の17

|  |
| --- |
| 　都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から２年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なつたことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。 |

**（帳簿の備付け等）**法第34条の２

|  |
| --- |
| 　採石業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 |

　 補足：帳簿の形式は、カード式でもよい。

**（帳簿の記載）**規則第９条の２

|  |
| --- |
| １　採石業者は、岩石採取場を管理する事務所ごとに帳簿を備え、記載の日から２年間保存しなければならない。２　法第34条の２の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。一　岩石採取場ごとの一日当たりの岩石の採取実績二　業務管理者が当該岩石採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容三　廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理①、脱水ケーキの処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置四　岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置 |

　解説：①汚濁水の処理のため投入した薬品の種類及び量、排出する際の濁度、汚濁水処理施設の管理　　　　状況等をいう。

**（電磁的方法による保存）**規則第９条の３

|  |
| --- |
| １　前条第２項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第34条の２に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。２　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。 |

**（採石業者に対する指導及び助言）**法第34条の６

|  |
| --- |
| 　経済産業大臣又は都道府県知事は、採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害を防止し、又は採石業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。 |

**（適用除外）**法第34条の８

|  |
| --- |
| １　この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であって、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。２　前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。 |

**（採取計画の認可等を要しない業態）**政令第１条

|  |  |
| --- | --- |
| 　法第34条の８第１項の政令で定める業態は、法第２条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であって次の各号に掲げる要件に該当するものとする。　一　もっぱら砕石以外の石材の生産の用に供するため行うもの　二　主として人力により露天掘りで行なうもの　三　岩石の採取に従事する者の数が５人以下であるもの

|  |
| --- |
| 岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがない採石業として定める業態のものを行う者について、採石業の登録を受けることは必要とするが、業務管理者及び採取計画に関する規定は、適用しない。 |

 |

**（報告及び検査）**法第42条

|  |
| --- |
| １　経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。３　第１項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 |

**（報告）**規則第11条

|  |
| --- |
| 　採石業者は、毎年３月末日までに、岩石採取場ごとに、経済産業大臣が告示で定める様式により、次に掲げる事項を記載した業務の状況に関する報告書を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。　一　採石業者の氏名又は名称及び住所　　　　　二　採取場の位置　三　採取する岩石の名称　　　　　　　　　　　四　岩石の採取の根拠となる権利の種類　五　製品の品目及び品目別の一年間の生産量　　六　公益の保護のためにとつた措置 |

**（国等に対する適用）**法第42条の２

|  |
| --- |
| 　この法律の規定は、第３章第１節、第40条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、採石業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて第33条の認可又は第33条の５の規定による変更の認可があったものとみなす。 |

**（採取計画に関する協議）**規則第28条

|  |
| --- |
| 　法第42条の２に規定する協議①は、採取計画の認可の手続の例により行なわれなければならない。 |

　注意：①「協議」については、「高知県岩石採取認可事務取扱要綱」第１６条（協議）の規定により「高知県岩石採取に係る協議書記載要領」によること。

**（条例等に係る適用除外）**規則第２９条

|  |
| --- |
| 　第８条第１項①、第８条の４②、第８条の５③、第８条の７④、第８条の９⑤、第８条の11⑥、第８条の15⑦から第８条の18⑧まで、第12条⑨及び第23条⑩（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。 |

　解説：①登録の申請

　　　　②登録事項の変更の届出

③廃止の届出

④業務管理者試験

⑤受験手続

⑥認定の申請

⑦認可の申請

採取計画の変更の認可の申請

　氏名等の変更の届出

⑧休止及び廃止の届出等

⑨証票

⑩申請書等の提出部数

採取計画認可申請時の書類等一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 必　　　　要　　　　書　　　　類 | 備　　　　　　考 |
| **採取計画認可申請書（様式第15）** | **採取計画の変更認可申請書（様式16）** |
| **１　岩石採取場の区域**　（１）岩石採取の場所　（２）採取場の面積［添付書面］ 1.土地の登記簿謄本、契約書 　　　　 　 2.協定書、覚書等 　　　　　 3.岩石採取場の位置図 　　　　　 4.岩石採取場及び周辺の状況を示す図面 　　　　　 5.丈量図 　　　 　　 6.地籍図 | 以下様式は、**「高知県岩石採取計画認可申請作成要領」**を参照利害のある付近住民等1/25,000（又は1/50,000）1/5,000できれば一枚の平面図 |
| **２　採取する岩石の種類及び数量** |  |
| **３　採取の期間**  | **「高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱」**第10条に定める期間 |
| **４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設**　**に関する事項**　（１）従業員数　（２）採掘方法　（３）採掘手段　（４）火薬類の使用　（５）破砕・選別方法　（６）水洗設備　（７）運搬機械　（８）他の行政庁の許認可等について［添付書面］ 7.他法令の処分等の写し 　　　　 　 8.実測平面図 　　　　 　 9.採掘に係る土地の縦断面図及び横断面図　　　　 　10.採掘規格図 　　　　 　11.発破規格図 　　　　 　12.破砕選別系統図、配置平面図 　　　　 　13.場内における運搬系統図 | 　　　　　　1/500（又は1/1,000）賦存量計算図面と併用可 |
| **５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に　関する事項**　（１）採取場の周囲の300ｍ以内における土地の利用　　　状況及び公共施設、建物の状況　（２）「予想される災害の態様及び範囲」とその「災害　　　防止の方法・設備（措置）」［添付書面］14.付近状況図 15.廃土又は廃石の発生量に係る計算書 　　　　 　16.土留施設、排水施設の計算書 　　　　 　17.汚濁水の処理系統図 　　　　 　18.沈殿池の設計書及び図面　 　　　 　19.降雨の導水路､沈砂池への経路及び計算書 　　　　 　20.搬出経路図 　　　　 　21.採掘終了時の平面図及び断面図 | 土地の利用状況及び公共施設､建物の状況 国道､県道に至るまでの経路を記入、私道を通行する場合は権限を有する書面を添付 |
| **６　岩石の賦存の状況**［添付書面］22.地質図　 　　　 　23.岩石賦存量計算書 | ある場合に添付（9.の図面に計算） |
| **７　採取する岩石の用途** |  |
| **８　廃土又は廃石の堆積の方法**［添付書面］24.堆積の方法の設計書及び図面 | 場外の埋立地へ搬出する場合は当該土地の登記簿の謄本､契約書等の書面及び　　　　　　　　　埋立容量説明書添付 |
| **９　岩石採取場を管理する事務所、業務管理者等** |  |

　様式第15（第８条の15関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 高知県収入証紙はり付け欄（消印をしないこと。） | 　　採取計画認可申請書 　 （新規・更新） | ×整理番号 |  |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 　 年　 月 　日 |
| ×認可番号 |  |
|  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 　高知県知事　　　　　　　　　　様  住　所 氏名又は名称及び法人に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては､その代表者の氏名  登録年月日及び 　　　　　　　年　　月　　日 登録番号 高知県採石登録　第　　　　号 　採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。　１　岩石採取場の区域　２　採取をする岩石の種類及び数量　３　採取の期間　４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項　５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項　６　岩石の賦存の状況　７　採取をする岩石の用途　８　廃土又は廃石のたい積の方法 |

（備考）１ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ ×印の項は、記載しないこと。

３ 「岩石採取場の区域」については、岩石採取場の所在地（地番まで表示すること。）及び面積を記載すること。

４　「採取をする岩石の種類及び数量」については、採取をする岩石の種類ごとの数量及びこれらを合計した数量をそれぞれトン単位で記載すること。

５　「廃土または廃石のたい積の方法」については、たい積の方法のほか、たい積場の設置場所、傾斜面のこう配等について記載すること。

様式第16（第８条の16関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 高知県収入証紙　はり付け欄（消印をしないこと。） |   | ×整理番号 |  |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 　 年　 月 　日 |
|  | ×認可番号 |  |
| 採取計画の変更認可申請書 |
|  年　　　月　　　日 |
|  　高知県知事　　　　　　　　様 住　所 氏名又は名称及び法人に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては､その代表者の氏名  登録年月日及び　　　　　　　　年　　月　　日 登録番号　　　　高知県採石登録　第　　　　号 採石法第33条の５第１項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。１　採取計画の変更の内容 |
|  | 従 前 の 採 取 計 画 の 内 容 | 変 更 の 内 容 |  |
|  |  |
| ２　変更の理由 |

（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２　×印の項は、記載しないこと。

様式第17（第８条の16の２関係）

|  |
| --- |
|  |
|   | ×整理番号 |  |  |
| ×受理年月日 | 　 年　 月 　日 |
|  |  |
| 採取計画軽微変更届出書 　 　　 年　　　月　　　日　高知県知事　　　　　　　　様 住　所 氏名又は名称及び法人に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては､その代表者の氏名  登録年月日及び　　　　　　　　年　　月　　日 登録番号　　　　高知県採石登録　第　　　　号　採石法第33条の５第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。１　軽微な変更の内容 |
|  | 従　前　の　内　容 | 変　更　後　の　内　容 |  |
|  |  |
| ２　変更の年月日３　変更の理由 |

（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２　×印の項は、記載しないこと。 様式第18（第８条の17関係）

|  |
| --- |
|  |
|   | ×整理番号 |  |  |
| ×受理年月日 | 　 年　 月 　日 |
|  |  |
| 氏 名 等 変 更 届 書 　 　　 年　　　月　　　日　高知県知事　　　　　　　　様 住　所 氏名又は名称及び法人に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては､その代表者の氏名  登録年月日及び　　　　　　　　年　　月　　日 登録番号　　　　高知県採石登録　第　　　　号　採石法第33条の５第４項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。１　変更の内容 |
|  | 従　前　の　内　容 | 変　更　後　の　内　容 |  |
|  |  |
| ２　変更の理由 |

（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２　×印の項は、記載しないこと。

様式第19（第８条の18関係）

|  |
| --- |
|  |
|   | ×整理番号 |  |  |
| ×受理年月日 | 　 年　 月 　日 |
|  |  |
| 岩石採取休止・廃止届書 　 　　 年　　　月　　　日 　高知県知事　　　　　　　　様 住　所 氏名又は名称及び法人に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては､その代表者の氏名  登録年月日及び　　　　　　　　年　　月　　日 登録番号　　　　高知県採石登録　第　　　　号　採石法第33条の10の規定に基づき、次のとおり届け出ます。１　採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日２　当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日　　（休止の場合にあっては、再開予定年月日）３　当該岩石採取場の状況 |

（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

 　　　　３　「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。

 　　　　４　「当該岩石採取場の状況」については、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。

様式第20（第８条の19関係）

|  |
| --- |
| 100cm以上 |
|  |  |  　　　　　　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名岩 石 採 取 標 識 　　　　　　住所 |
| 70cm以上 |
| 事務所の名称、所在地及び電話番号 |  | 　　岩石採取場及び　　　その周辺の状況を示す見取図 |
| 登録年月日及び登録番号 |  |
| 採取計画の認可年月日及び認可番号 |  |
| 採取をする岩石の種類及び数量 |  |
| 採取の期間 |  |
| 掘採の方法及び掘採をする土地の面積（ｍ2） |  |
| 岩石の採取のための火薬類の使用の有無 |  |
| 岩石の採取のための機械の種類及び数 |  |
| 業務管理者の氏名 |  |
|  |  |  | 50cm以上 |  |  |
|  |  |
|  |  |  |